

奈良県知的財産戦略推進事業業務委託公募型プロポーザル業務説明書

1 趣旨

本業務説明書は、奈良県知的財産戦略推進事業業務委託を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により特定するにあたり、その手続き等の必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

奈良県知的財産戦略推進事業業務委託

(2) 委託業務の目的・内容

別紙「奈良県知的財産戦略推進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載の内容のとおり

(3) 委託上限額

2,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日(金)まで

3 担当部局（連絡先、提出先）

〒630-8031 奈良市柏木町 129-1

奈良県産業振興総合センター オープンイノベーション推進室

電話番号 0742-33-0817

※土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）に限ります。

4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者名簿において、営業種目「Q4 検査・分析・調査業務」または「Q5 広告・イベント業務」のいずれかに登録がある者であること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）

5 手続き等

- (1) 参加申込書及び企画提案書作成に関する質問の受付及び回答

受付期限 令和7年5月14日（水）正午まで

質問方法 以下の質問受付フォーム URL（右下 QR コード）より提出してください。

（奈良スーパーアプリの団体・事業者アカウントの取得が必要となります。）

<https://nsa.pref.nara.jp/gap/applicationRegister?appmngid=a03J3000009xddQ&entry=1>

回答日時 令和7年5月20日（火）午後2時（予定）

回答方法 奈良県産業振興総合センターホームページに掲載します。

なお、質問者への個別の回答は行いません。また、公表の際、質問者名は明示しません。

アドレス <https://www.pref.nara.jp/1751.htm>



(2) 参加申込書の提出期限、提出先及び提出方法

提出期限 令和7年5月23日(金) 午後4時(必着)

提出方法 3の担当部局に持参または郵送により提出してください。

郵送による場合は、書留郵便またはレターパックとし、封筒には、「奈良県知的財産戦略推進事業業務委託に係る参加申込書在中」と朱書きすること。

提出物	①参加申込書(様式1)	1部
	②業務実績報告書(様式2)(令和2年度～6年度実績)	1部
	③組織概要	1部
	④決算書(直近二期分)	1部

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び提出方法

提出期限 令和7年5月30日(金) 午後4時(必着)

提出方法 3の担当部局に持参または郵送により提出してください。

郵送による場合は、書留郵便またはレターパックとし、封筒には、「奈良県知的財産戦略推進事業業務委託に係る企画提案書在中」と朱書きすること。

夕(配達を証明できる方法によること。提出期限必着。)

提出物	①企画提案書(様式3)	正本1部
	②企画提案書(内容)	正本1部、副本5部
	③参考見積	正本1部

※副本5部については、提案者を判読できるような記載を削除してください。

(4) 委託事業者選定委員会におけるヒアリング

開催日 令和7年6月上旬(予定)

場所 奈良県産業振興総合センター内

出席者 業務担当予定者を含み3名以内

内容 プレゼンテーション(15分)、質疑(10分)を予定

(5) 受託者の特定

① 特定方法について

提出された参加申込書、企画提案書、参考見積及びヒアリングをもとに、「奈良県知的財産戦略推進事業 公募型プロポーザル方式被特定者選定評価基準」により、選定委員会において審査し、最優秀提案者を受託業者として特定します。ただし、総得点が一定基準(満点の6割)に満たない場合は、受託業者として特定しません。なお、提案者が五者以上となった場合は、提出があった提案書をもとに第一次審査を実施し、選定委員会へ諮る案件を絞り込むことがあります。

② 通知について

企画提案書の提出者には、結果を通知します。

(6) 契約の締結

選定委員会開催後 令和7年6月下旬頃(予定)

6 契約の相手方を特定するための評価基準

「奈良県知的財産戦略推進事業 公募型プロポーザル方式 被特定者選定評価基準」のとおり。

7 参加申込書の作成等

- (1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 参加申込書の表紙は、様式1により作成してください。
- (3) 業務実績について、過去5年間（令和2年度から令和6年度まで）の実績を下記①及び②に留意し、様式2により作成してください。

①様式2に記載する項目の内容が確認できる業務計画書の写し、契約書の写し等、実績は明確に判断できる資料を添付してください。

②上記①によることができない場合は、当該業務発注者が発行した業務履行が証明できる書類（様式任意。業務名、発注者名、履行期間、契約金額、業務概要が確認できるもの。）を提出してください。

また、業務実績であると審査により認められた元請実績については、5件を最大として評価するものとします。（6件以上提出可。）

8 企画提案書の作成等

- (1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 企画提案書の表紙は、様式3により作成してください。
- (3) 様式4について、下記①及び②をA4縦長（片面）で作成してください。なお、文字は10.5ポイント以上とし、図表中の文字が判読しがたい場合は、評価の対象となりません。

また、各様式の枚数の制限を超過した場合は、超過したページ（提出された様式の後ろのページ）に記載された内容は、評価の対象となりません。

① 業務の実施方針

業務実施体制、業務遂行能力、業務スケジュールについて、様式4に記載してください。枚数は3枚以内とします。

② 企画提案

「奈良県知的財産戦略推進事業 公募型プロポーザル方式 被特定者選定評価基準」（イ）企画立案内容の項目に沿って様式5に記載してください。様式5の枚数は6枚以内とします。

なお、提案にあたっては、次の事項に留意して提案してください。

(ア) 想定する小・中学生を対象としたイベントについては、多くの作品応募を促すような内容とすること。また、展示会については、多くの来客を促すような内容とすること。

(イ) セミナー等については、業界の現状・ニーズに沿った多くの参加を促す内容とすること。また、知的財産の事業・経営戦略への活用を効果的に促すことのできる内容とすること。

(ウ) 開放特許等の活用に関するオープンイノベーション促進では、県内企業の技術課題やその解決に役立つよう調査手法や対象を適切に選定すること。また、県内企業に対してイノベーション創出を効果的に促すことのできる内容とすること。

(4) 参考見積について

提出された参考見積について、2の(3)で示す委託上限額を超えている場合又は仕様書に記載されている業務内容に対応する見積項目が不足している場合については、受託業者として特定しません。

(5) 辞退について

企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(6) その他

- ① 提出された企画提案書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。
- ② 提出された企画提案書の提出期限以降における再提出は認めません。なお、提出期間内であっても、部分的な差替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。
- ③ 提出された企画提案書の記載内容によっては、内容の確認、追加資料の提出を求める場合があります。
- ④ 提出期限までに企画提案書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過した時をもって辞退したものとみなします。
- ⑤ 提出された企画提案書が適正でない場合（未記載及び企画提案等の内容が企画提案書提出者独自の提案でないことを確認した場合を含みます。）又は提案を求めている事項が1つでも欠落している場合は、無効となります。
- ⑥ プロポーザルは、調査、検討及び計画業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の作成や業務内で検討し、決定する具体的な内容について提案を求めるものではありません。なお、これに逸脱する内容を含む企画提案書については、無効となる場合があります。
- ⑦ 原則としてプロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリングは禁止します。
- ⑧ 提出された企画提案書について、本業務説明書（様式等を含む。）の内容に適合しない場合は、無効となる場合があります。

9 その他

（1）契約の締結

5の（5）により特定した事業者と契約を締結します。ただし、契約締結までの間に、競争入札参加資格の制限又は入札参加停止の措置を受けた場合は、契約を締結しません。

（2）契約書作成の要否等

要します。契約締結者は、奈良県契約規則第 17 条第 1 項の規定に基づき遅滞なく契約を締結するものとします。

なお、本調達手続きは電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、契約締結までに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を3に記載のメールアドレスに電子メールで提出してください。（提出がない場合は、紙の契約書による契約となります。）

（3）契約保証金

奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 19 条に定めるところによります。契約の相手方は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要があります。ただし、奈良県契約規則第 19 条第 1 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがあります。

（4）仕様書及び特定された事業者の企画提案書に基づき、特記仕様書を作成することとし、この特記仕様書に基づき契約することとします。

（5）代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で手続を行ってください。

（6）提案者が2者に達しない場合の取扱い

4に掲げる参加資格の要件を満たしていれば審議を継続することとし、審査会により事業者の企画提案書等を総合的に判断することとします。ただし、受託者として特定するためには、

総得点が満点の6割以上で、かつ、審査会の合議により認められることを必要とし、これを満たさない場合は特定しません。

(7) 契約締結後、受注者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、違約金支払義務が生じます。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以 上